

各 位

上場会社名株式会社ケーヒン

代表者名 取締役社長 相田 圭一

(コード番号 7251、東証一部)

問合せ先 経理部長 佐藤 光俊

(TEL 03-3345-3411)

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

2020年10月8日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

2020年10月8日付プレスリリース「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本田技研工業株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、公開買付者による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立し、かつ、本公開買付けの成立後に、その保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、当社に要請する予定であるとのことであったため、当社は当該要請に基づき本臨時株主総会を開催する場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、2020年10月16日付プレスリリース「本田技研工業株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの結果、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、同日付で公開買付者が提出した大量保有報告書の変更報告書において、公開買付者は、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主(但し、公開買付者及び当社を除きます。)の全員に対し、その所有する当社の発行済普通株式の全部を売り渡すことを請求する予定であるとされ、本株式併合は行われないこととなりましたので、本臨時株主総会は開催せず、上記基準日につきましても取り消すことといたしました。

以 上